



第1回 浄化槽絵はがきコンテスト理事長賞作品：大分市 秋月峻汰さんの作品



## C O N T E N T S

表紙の絵は、第1回 浄化槽絵はがきコンテスト理事長賞作品：  
大分市 秋月峻汰さんの作品「自然を守る浄化槽」

理事長 新年のご挨拶	1
磯田 大分県生活環境部長、新年のご挨拶	2
島津 大分県土木建築部長、新年のご挨拶	3
大石 大分市環境部長、新年のご挨拶	4
令和3年度 行政現地研修会について	5
関係機関に浄化槽行政に対する要望申入れ	6～7
令和4年度 浄化槽推進関係概算要求の概要	8～9
令和3年度 上期市町村別 検査実施状況(7条)	10
令和3年度 上期市町村別 検査実施状況(11条)	11
都道府県別汚水処理人口普及状況(令和2年度末)	12
大分県市町村別汚水処理人口普及状況(令和2年度末)	13
令和2年度 法定検査結果について	14～15
令和3年度 浄化槽管理士研修会を開催しました	16
浄化槽絵はがきコンテストを開催中です	17
エコアクション21の更新審査を行いました/永年継続事業者 感謝状/	
寒田川の河川清掃活動に参加しました	18
表彰関係/新人紹介/編集後記	19



## 新年のご挨拶

公益財団法人 大分県環境管理協会  
理事長 穴南 幸司



令和4年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方、また、関係機関の皆様方におかれましては、平素から当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、依然として新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、私たちの意識や行動は大きな変化を余儀なくされました。

このような中、改正浄化槽法が施行2年目を迎え、浄化槽管理士に対する研修会が10月8日に開催されて、浄化槽業界全体の技術力の向上が図られることになりました。また、浄化槽台帳の整備も、県主導で着実に進んでまいりました。

当協会においても、管理者の利便性を図るため、1月から検査手数料のコンビニ収納サービスを開始したところであり、10月1日の浄化槽の日にあわせて、第1回大分県浄化槽絵はがきコンテストの表彰を行うなど、着実に前進した年になりました。

今後も、県内唯一の指定検査機関として、その役割はますます大きくなりますが、関係機関の皆様方とより密に連携を取りながら、適時適切な対応ができるように協力体制を整えてまいります。

本年につきましても、主事業である法定検査業務だけでなく、さらなる大分県の水環境の保全並びに公衆衛生の向上を目指し、浄化槽の普及啓発事業にも力を入れて取り組んでまいります。

そして、2年目を迎える浄化槽管理士の研修会をはじめ、様々な事業の開催方法などに創意工夫をしながら、指定検査機関としての使命をしっかりと全うできるように、立ち止まることなく、次の50周年を見据え、役員・職員一同精進して参りますので、今後ともより一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方におかれましては、本年が新たな飛躍の年となりますよう心からお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

大分県生活環境部長

磯田 健



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

公益財団法人大分県環境管理協会の皆様方には、穏やかな新春をお迎えのことと存じます。

貴協会におかれましては、浄化槽の法定検査の実施や知識の普及、維持管理業務に対する技術指導等を通じて、県民の生活環境の保全や公衆衛生の向上に多大なるご貢献を賜り、深く感謝申し上げます。

また、長年にわたる小学生を対象とした環境学習出前授業や浄化槽絵はがきコンテストなどの普及啓発や、浄化槽に関する調査研究など、県が重要施策として推進する豊かな水環境の創出に多大なるご高配をいただき、重ねて御礼申し上げます。

去年は、令和2年4月施行の改正浄化槽法で新たに設けられた、「浄化槽管理士に対する研修」を貴協会主催により円滑に開催することができました。これもひとえに貴協会職員皆様のご尽力の賜物と改めてお礼申し上げます。これからも引き続き、貴協会をはじめ関係機関と連携を密に取りながら、浄化槽行政の円滑な実施に努めてまいります。

また、長期にわたるコロナ禍で疲弊した社会経済の回復を図りながら、地域を活性化させることが急務となっています。そうした中、水環境の保全を図り、自然環境豊かな本県の魅力を高めることは、県外からの移住や観光誘客の促進により大分県版の地方創生に通じるものと考えています。

県といたしましても、法定検査受検率の向上をはじめとして、浄化槽の適正な維持管理の推進に一層努力してまいりますので、貴協会の皆様におかれましても、引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

大分県土木建築部長

島津 恵造



新しい年を迎えるにあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

公益財団法人大分県環境管理協会の皆様におかれましては、平素から浄化槽の法定検査業務とともに、本県の水環境の保全や浄化槽整備行政の推進に多大な貢献をいただき、深く感謝を申し上げます。

特に、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、県民の皆様の基礎的インフラのひとつである浄化槽の整備・点検を遅滞なく実施していただいていることに対しまして、厚く御礼申し上げます。

県としても、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら、社会経済活動の再活性化を加速させるとともに、頻発、激甚化する自然災害からの迅速かつ確実な復旧・復興と県土の強靱化を推進してまいります。

とりわけ、合併処理浄化槽は、水環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することのみならず、災害等の発生時には応急措置による早期復旧が可能であることから、強靱な県土づくりにも貢献するものと考えております。こうしたことから、県としても、合併処理浄化槽への転換費用の上乗せ補助をはじめとする財政的支援に加え、県民への普及啓発など、引き続き浄化槽の整備促進に積極的に努めています。

地域経済への大きな波及効果を有し、災害に強い合併処理浄化槽は、適正な維持管理によって、はじめてその優れた水処理能力が発揮されます。そのような面からも、今後も皆様の活躍に大きな期待を寄せているところでございます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、新しい年が会員の皆様方にとりまして、良い年でありますことを心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

大分市環境部長

大石 晃



新年明けましておめでとうございます。

公益財団法人大分県環境管理協会の皆様方におかれましては、健やかに新しい年をお迎えになられたことと、心からお慶び申し上げます。

また、平素から本市の浄化槽行政の推進に多大なるご貢献をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、本市では、公共用水域の水質の保全を図るため、公共下水道未整備地域における合併処理浄化槽への設置替えの促進を図る補助金事業を行うほか、浄化槽の適切な維持管理の普及や啓発に取り組んでおります。

令和2年に浄化槽法が改正され、「さらなる合併処理浄化槽への転換促進」や「浄化槽管理の強化」が図られることとなりましたが、コロナウィルス感染症の拡大により講習会や街頭啓発活動などが制限される中「令和3年度浄化槽管理士研修会」が貴協会により開催され、浄化槽管理士の研修機会の確保に寄与されたことにつきまして、改めて感謝申し上げます。

近年の合併処理浄化槽の処理性能の向上により、維持管理についても高度な技術が求められておりますことから、このような講習会を通じて、より多くの方に必要な知識や実務上の技術を習得していただいたことは、大変有意義であったと考えております。

本市といたしましては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に向け、今後とも合併処理浄化槽の設置替えによる汚水処理人口普及率の向上及び適切な浄化槽維持管理の推進につきまして、更なる取組の充実を図ってまいりますので、これまでと変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益財団法人大分県環境管理協会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、私からの年頭のご挨拶といたします。

## 令和3年度 浄化槽行政担当職員研修会(浄化槽現地研修)に講師派遣

浄化槽行政関係者が浄化槽に関する基本的な事項及び法的知識を習得することを目的として県が実施している研修会に、協会から講師を派遣しました。

研修会名	日程	会場	出席者数
大分県行政関係職員 現地研修会	令和3年9月2日(木)	中部保健所	6名
		豊肥保健所	7名
	令和3年9月7日(火)	別府土木事務所	8名
		北部振興局	7名
	令和3年9月10日(金)	玖珠土木事務所	5名

実施内容：座学研修（浄化槽の基礎、浄化槽法に基づく事務の留意事項など）および実地研修（実際に法定検査に同行し、浄化槽の仕組み、検査内容などについて研修）。

### ～ 座学研修の様子 ～



豊肥保健所



別府土木事務所

### ～ 実地研修の様子 ～



中部保健所



北部振興局



玖珠土木事務所

## 浄化槽施策にかかる提案活動等について

大分県及び各市町村に対し、浄化槽施策にかかる提案活動を行いました。

### 【提案項目】

1. 合併処理浄化槽の整備推進等のための支援強化について
2. 浄化槽維持管理費に係る助成制度の創設について
3. 浄化槽処理促進区域の積極的な指定と公共浄化槽の活用について
4. 浄化槽行政推進にかかる関係機関等の連携強化等について

### ○浄化槽施策にかかる提案活動

日 程	要 望 先
令和3年9月1日	自由民主党大分県支部連合会
令和3年10月19日	県土木建築部長 県生活環境部長



大分県生活環境部長 磯田氏に提出しました



大分県土木建築部長 島津氏に提出しました

## 「環境にも財政にも優しく、災害にも強い」合併処理浄化槽の整備推進について

### 1 提案事項

合併処理浄化槽の整備推進と行財政的措置の拡充強化について

### 2 要 旨

本県では、飲料水のほか生活水の大部分を河川など公共用水域に依存しているため、良質な水環境の保全が県民の安全・安心な生活を守る上で極めて重要であります。

特に日常生活に伴う生活排水が、公共用水域の汚濁の主要な原因となっており、より細やかな生活排水対策が求められます。

大分県の生活排水処理率を見ますと、令和2年度末で79.0%(全国平均92.1%;全国第44位)となっており、低い水準にあります。

このような中、平成28年3月に大分県は市町村構想を踏まえた「生活排水処理施設整備構想2015」を策定し、公共下水道等集合処理区域の削減や計画区域を縮小し、合併処理浄化槽による個別処理方式へと整備手法の一部を変更いたしました。一方、国においては、昨年度から改正浄化槽法が施行され、合併処理浄化槽への転換促進並びに浄化槽管理の強化を目的として、都道府県知事に対し、「特定既存単独処理浄化槽」に対する措置や「浄化槽台帳の整備」を義務づけています。さらに、環境大臣の責務として、都道府県知事に対して定期検査に関する事務等について、必要な助言や情報提供、その他の支援を行うよう定められています。

合併処理浄化槽は、「下水道並みの水処理能力を有する」のみならず、「地勢の影響も受けずに下流への流量を確保」、「設置コストが比較的安価」、「建設期間が短い」、「災害への対応力が高い」、「投資効果に即効性があり、地域経済への波及効果が大きい」など、地方創生の趣旨にも合致した事業と考えます。

私たちの郷土の水環境を恒久的に保全し、魅力ある地方を創生していくためには、優れた水処理能力を有する合併処理浄化槽への早期転換を推進することが肝要であり、生活排水処理率の向上にも繋がります。あわせて、合併処理浄化槽の適正な設置、保守点検・清掃並びに法定検査を適切かつ確実に実施することが、地域の公衆衛生の維持・向上のために極めて重要と考えますので、合併処理浄化槽の整備推進等につきましてご検討いただきますよう、次のとおり提案いたします。

公益財団法人 大分県環境管理協会 理事長 穴南 幸司

～・～・～・～・～・～・～ 提案事項 ～・～・～・～・～・～・～

## 1 合併処理浄化槽の整備推進等のための支援強化について

### (1) 合併処理浄化槽への転換促進にかかる行財政支援の強化

平成12年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」という経過措置がとられたため、既設単独処理浄化槽の転換は進まず、今日に至っています。しかしながら、昨年度より改正浄化槽法が施行され「特定既存単独処理浄化槽」に対する都道府県知事の措置（指導・助言等）が新設され、浄化槽台帳の整備が義務づけられるなど合併処理浄化槽への転換促進が図られることになりました。

本県では、全浄化槽約15万基のうち6万8千基が単独処理浄化槽であり、老朽化による破損・漏水のみならず、不適切な管理による生活環境への影響が懸念されます。また、住環境への投資意欲が減少している高齢者世帯などに対する転換促進も大きな課題となっています。

このような状況を改善していただきたく、次のとおり提案いたします。

- ①特定既存単独処理浄化槽の転換が円滑に進むよう、法に基づく県の助言や指導等については、法改正の趣旨を踏まえ、実効性が確保される運用をお願いします。
- ②合併処理浄化槽への転換を円滑に進めるためには、設置者の負担軽減が不可欠になるので、宅内配管工事等も含めた設置費用の個人負担軽減にかかる助成制度の導入（活用）をお願いします。

### (2) 公的施設に設置された浄化槽の転換及び低炭素化推進

県や市町村が公的施設に設置している単独処理浄化槽や古い合併処理浄化槽について、水質保全や大規模災害への対応並びに浄化槽分野の低炭素化推進のため、次のとおり提案します。

災害時の避難場所となる学校・公民館等に設置された単独処理浄化槽の早期転換を図るとともに、古い既設合併処理浄化槽については、交換等により一層の低炭素化を図るため、環境省の補助事業（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）の活用を検討してください。

### (3) 浄化槽を活用した防災拠点トイレシステムの整備促進

県土強靱化施策の一環として、災害時対応のため、防災拠点となる県・市町村関係施設についての浄化槽整備を次のとおり提案します。

防災拠点施設については、自立的な用水確保（貯水槽や井戸の設置）を含めた合併処理浄化槽の整備を検討してください。

- 【発災直後】 汚水貯留槽として活用・・・100人槽→1,000人対応可能
- 【発災後1週間以降】 浄化槽として活用・・・電力復旧により浄化槽としての機能を発揮し、中長期避難生活に対応可能

## 2 浄化槽維持管理費に係る助成制度の創設について

多くの市町においては、毎年度、下水道特別事業会計に多額の一般会計負担金・補助金が使われています。一方で個人設置型の浄化槽については、維持管理費が全額個人負担となっています。浄化槽は下水道と同様に生活排水処理施設でありますので、税の公平負担の観点等から次のとおり提案します。

下水道と浄化槽のコスト負担に係るイコールフットングを実現するためにも、法定検査を受検するなど適正管理を行っている設置者に対して、保守・点検、清掃にかかる費用の一部を助成する制度の創設を県・市町村で検討してください。

## 3 浄化槽処理促進区域の積極的な指定と公共浄化槽の活用について

公共浄化槽は、市町村が管理主体となることで、維持管理が徹底され、良好な放流水質を確保できることや住民負担の軽減にもつながることから、下水道に代わる基盤整備として有効な事業手法となっています。本県においても、少子高齢・人口減少社会の進展を踏まえ、浄化槽処理促進区域の積極的な指定が必要と考えますので、浄化槽の整備に際して次のとおり提案します。

浄化槽処理促進区域の積極的な指定と住民に有益な公共浄化槽の活用について、市町村等へ助言してください。

## 4 浄化槽行政推進にかかる関係機関等の連携強化等について

本県の浄化槽の法定検査受検率は緩やかに向上していますが、11条検査において令和2年度実績で44.9%（合併処理浄化槽74.9%）であり、依然として九州各県に比べ低い水準にあります。浄化槽が適正に設置され、管理され、生活排水処理施設としての社会的役割を果たすためには、浄化槽の意義・役割を県民に深く理解していただき、県・市町村、保守点検業者・清掃業者並びに指定検査機関が適切な役割分担のもとで、連携し、協力していく事が何よりも重要と考えますので、以下の項目について、さらなる対応が図られますようお願いいたします。

- (1) 全市町村参加による「浄化槽台帳システム」の整備推進
- (2) 浄化槽工事技術水準の向上  
浄化槽設備士の技術水準向上に関する措置
- (3) 法定検査拒否者に対する時宜を得た継続指導
- (4) 県東部地区市町における法定検査受検率の向上

## 令和4年度浄化槽推進関係概算要求の概要

現在でも全国で未だ約1,000万人が単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用しており、生活排水が未処理となっているため、水質汚濁の大きな原因となっている。このため、改正浄化槽法（令和2年4月施行）に基づき、早期に合併処理浄化槽への転換を行う。

また、合併処理浄化槽は、災害に強く早急に復旧可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独転換や汲み取り転換を促進する必要があり、改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度や法定協議会等を通じて、効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化を一層推進し、防災・減災、国土強靱化に資する。

あわせて、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や、再生可能エネルギーの導入に向けた予算（エネルギー対策特別会計）を要求し、2030年度46%削減目標に資する。

### 1. 浄化槽整備のための国庫助成

- **循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）** **R4 要求額 96億円**  
市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

【単位：百万円】

	令和3年度予算額	令和4年度要求額	対前年度比%
循環型社会形成推進交付金	(9,107) 8,613	(10,071) 9,606	(110.6) 111.5

※上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

- **二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（浄化槽分）** **R4 要求額 18億円**  
2030年度46%削減目標の達成に向けて、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入を支援。

【単位：百万円】

	令和3年度予算額	令和4年度要求額	対前年度比%
浄化槽システムの脱炭素化推進事業（R4新規要求）	—	1,800	（新規増）
省エネ型浄化槽システム導入推進事業（R3終了）	1,800	—	—

- **地方創生推進交付金（内閣府に計上）** **R4 要求額 1,200億円の内数**

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援。

本交付金のうち、「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」は、汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設、浄化槽）の分野において省庁の所管を超える2種類以上の施設を一体的に整備する事業に対して交付されるものであり、旧地域再生基盤強化交付金（環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設等を総合的に整備する汚水処理施設整備交付金等）から再編され、平成28年度に創設されたもの。

### 2. 国庫助成の内容

＜循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）R4新規拡充メニュー＞

- くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う便槽撤去及び宅内配管工事に対する支援
  - 浄化槽処理促進区域内において、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を計画的に推進する事業についての助成
  - 転換に伴う便槽撤去費（上限額9万円）及び宅内配管工事費（上限30万円）を助成（助成率1/3、1/2）
- 公共浄化槽制度や法定協議会等を通じた効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化の推進
  - 効果的な単独転換の促進及び管理適正化の推進に必要な中長期事業収支シミュレーション、効率的な管理のための管理の共同化や一括契約・手続き代行等に必要な情報集約・システム構築等、設置者に対する講習会・説明会等の理解促進活動に対して助成（浄化槽整備効率化事業の一部拡充）
  - 法定協議会等の関与により浄化槽台帳システム等の整備を通じて設置・維持管理情報等の登録や当該情報に基づく指導監督等が可能であり管理の適正化・効率化が図られる個人設置の浄化槽を対象として長寿命化計画に基づき計画的な改築を行う事業に対して助成（助成率1/3）

### ③単独転換により使用廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用の推進

- ・資源循環の推進及び単独転換促進の観点から、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じた上で、単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽として再利用する事業に対して助成
- ・現行の単独処理浄化槽の撤去費用への助成額を上限に支援（上限額9万円）  
（助成率1/3、1/2）

### <二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（浄化槽分）R4新規要求>

#### ○ 浄化槽システムの脱炭素化推進事業

中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入を行うことにより、大幅なCO<sub>2</sub>削減を図る事業を支援する。

#### ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする
- ・改修によって当該機器のCO<sub>2</sub>排出量を20%以上削減

#### ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする
- ・交換によって既設浄化槽のCO<sub>2</sub>排出量を46%以上削減（同規模交換時。さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択）

#### ③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備導入

- ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する  
（補助率1/2、間接補助）

## 3. 浄化槽の整備推進にかかる行政経費

### ○ 循環経済移行促進事業

R4 要求額 521百万円の内数

「2030年までに、未処理の排水の割合半減」、「2030年までに、排水処理技術など、開発途上国における水と衛生分野での国際協力と能力構築支援を拡大」等の持続可能な開発目標（SDGs）に貢献するため、及び、環境インフラシステム海外展開の促進のため、浄化槽等の日本発の優れた屎尿処理技術の国際展開を図る。

### ○ 浄化槽対策推進費

R4 要求額 68百万円

#### ・浄化槽リノベーション事業推進費

R4 要求額 15百万円

浄化槽の設置状況や維持管理情報を統合した浄化槽台帳の普及を図るとともに、浄化槽台帳とハザードマップ等を活用して地域単位での災害推計や被災リスクを明らかにし、当該地域の早期復旧に資する仕組みや広域的な復旧体制作りを行うための指針を検討する。

また、浄化槽台帳システムの活用状況調査・フォローアップ調査を行い、当該調査を踏まえた課題の整理および浄化槽台帳に格納されたビッグデータの活用による浄化槽の運用状況の解析等を行い、管理の高度化に関する検討を行う。あわせて、令和2年度に策定した「浄化槽長寿命化計画策定ガイドライン」の内容に基づき浄化槽台帳システムを活用した浄化槽の計画的な老朽化対策の検討を行い、防災機能の向上及びライフサイクルコストの低減を図る。

#### ・浄化槽指導普及事業費

R4 要求額 18百万円

改正浄化槽法の施行を受け、改正浄化槽法に基づく施行状況を把握し、従来からの浄化槽整備に関する各種指針類について、改正法の施行内容や具体的な事例を踏まえた見直しを行う。

公共浄化槽制度を活用する市町村における浄化槽事業の持続可能な運営体制確保に関する調査検討を行う。

浄化槽台帳の活用や協議会の活用を通じた法定検査の受検率向上を始めとする維持管理体制の強化に向けた普及啓発、促進方策に関する調査検討等を行う。

#### ・浄化槽整備推進費

R4 要求額 31百万円

浄化槽の機能や特性に関する適切な認識を浸透する活動や浄化槽整備事業の整備促進効果を高めるソフト事業を実施し、浄化槽の整備促進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進を図り、健全な水環境を確保する。

#### ・浄化槽管理士国家試験費

R4 要求額 3百万円

浄化槽法第45条第1項に基づく浄化槽管理士試験合格者、講習修了者に対する浄化槽管理士免状の交付等を行う。

# 令和3年度 上期 市町村別 検査実施状況(7条)

令和3年4月～令和3年9月

法第7条検査								
保健所管内	市町村	判定						合計
		適正		おおむね適正		不適正		
		件数	%	件数	%	件数	%	
東 部 保 健 所 国 東 保 健 部	国 東 市	15	78.9	2	10.5	2	10.5	19
東 部 保 健 所	別 府 市	46	78.0	7	11.9	6	10.2	59
	杵 築 市	9	52.9	1	5.9	7	41.2	17
	日 出 町	31	75.6	3	7.3	7	17.1	41
由 布 市 環 境 課	由 布 市	81	68.6	20	16.9	17	14.4	118
中 部 保 健 所	臼 杵 市	26	56.5	5	10.9	15	32.6	46
南 部 保 健 所	佐 伯 市	85	78.7	11	10.2	12	11.1	108
竹 田 市 上 下 水 道 課	竹 田 市	24	72.7	5	15.2	4	12.1	33
西 部 保 健 所	九 重 町	24	85.7	2	7.1	2	7.1	28
	玖 珠 町	21	58.3	8	22.2	7	19.4	36
中 津 市 上 下 水 道 部 総 務 経 営 課	中 津 市	72	80.9	6	6.7	11	12.4	89
大 分 市 環 境 部 廃 棄 物 対 策 課	大 分 市	291	66.4	69	15.8	78	17.8	438
日 田 市 環 境 課	日 田 市	23	69.7	7	21.2	3	9.1	33
豊 後 高 田 市 環 境 課	豊 後 高 田 市	12	92.3	1	7.7			13
豊 後 大 野 市 上 下 水 道 課	豊 後 大 野 市	94	63.5	20	13.5	34	23.0	148
姫 島 村 生 活 環 境 課	姫 島 村							
津 久 見 市 役 所 上 下 水 道 課	津 久 見 市	8	88.9			1	11.1	9
宇 佐 市 建 設 水 道 部 上 下 水 道 課	宇 佐 市	40	71.4	9	16.1	7	12.5	56
合 計		902	69.9	176	13.6	213	16.5	1,291

# 令和3年度 上期 市町村別 検査実施状況(11条)

令和3年4月～令和3年9月

法第11条検査								
保健所管内	市町村	判定						合計
		適正		おおむね適正		不適正		
		件数	%	件数	%	件数	%	
東部保健所 国東保健部	国東市	799	73.8	175	16.2	109	10.1	1,083
東部保健所	別府市	622	70.3	163	18.4	100	11.3	885
	杵築市	521	67.3	151	19.5	102	13.2	774
	日出町	306	65.9	105	22.6	53	11.4	464
由布市環境課	由布市	1,677	68.3	512	20.8	267	10.9	2,456
中部保健所	臼杵市	1,067	74.7	244	17.1	118	8.3	1,429
南部保健所	佐伯市	2,147	65.3	733	22.3	408	12.4	3,288
竹田市上下水道課	竹田市	939	75.5	201	16.2	104	8.4	1,244
西部保健所	九重町	797	70.2	228	20.1	110	9.7	1,135
	玖珠町	1,006	66.7	349	23.1	154	10.2	1,509
中津市上下水道部 総務経営課	中津市	2,619	76.8	554	16.3	236	6.9	3,409
大分市環境部 廃棄物対策課	大分市	6,055	67.9	1,863	20.9	997	11.2	8,915
日田市環境課	日田市	1,120	69.1	380	23.4	122	7.5	1,622
豊後高田市環境課	豊後高田市	449	70.6	124	19.5	63	9.9	636
豊後大野市 上下水道課	豊後大野市	1,913	76.1	387	15.4	214	8.5	2,514
姫島村生活環境課	姫島村							
津久見市役所 上下水道課	津久見市	180	60.4	63	21.1	55	18.5	298
宇佐市建設水道部 上下水道課	宇佐市	1,523	67.3	512	22.6	229	10.1	2,264
合計		23,740	70.0	6,744	19.9	3,441	10.1	33,925

## 都道府県別 汚水処理人口普及状況 (令和2年度末)

都道府県名	汚水処理人口普及率	順位	総人口 (千人)	汚水処理人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落排水施設等 (千人)	合併処理浄化槽 (千人)	うち			コミュニティ・プラント (千人)
								浄化槽市町村整備推進事業等分 (千人)	浄化槽設置整備事業分 (千人)	左記以外分 (千人)	
北海道	95.9%	10	5,204	4,992	4,765	64	163	53	67	43	0
青森県	80.9%	42	1,251	1,012	771	111	129	11	41	77	0
岩手県	83.6%	35	1,214	1,015	750	98	166	39	98	28	1
宮城県	92.8%	17	2,274	2,110	1,886	65	158	41	79	38	2
秋田県	88.4%	23	965	853	647	95	110	19	68	23	0
山形県	93.6%	13	1,064	995	830	74	91	19	46	26	0
福島県	84.6%	33	1,836	1,553	1,000	120	432	37	266	129	1
茨城県	86.0%	31	2,900	2,493	1,843	155	486	14	205	266	9
栃木県	88.0%	26	1,950	1,715	1,329	80	306	6	242	58	1
群馬県	82.6%	38	1,953	1,613	1,075	120	394	24	249	121	23
埼玉県	93.1%	16	7,392	6,882	6,088	92	702	24	188	490	1
千葉県	89.5%	20	6,319	5,656	4,810	47	791	11	289	491	8
東京都	99.8%	1	13,840	13,812	13,781	2	27	5	8	14	2
神奈川県	98.2%	5	9,222	9,055	8,934	3	118	4	38	76	0
新潟県	88.8%	22	2,202	1,956	1,697	137	123	14	40	70	0
富山県	97.4%	8	1,044	1,017	902	85	29	1	18	10	1
石川県	94.7%	12	1,129	1,068	957	55	53	10	13	30	2
福井県	96.7%	9	771	746	629	85	32	2	25	5	0
山梨県	84.4%	34	818	690	549	15	121	8	48	65	5
長野県	98.0%	7	2,064	2,023	1,740	167	115	16	80	19	1
岐阜県	93.1%	15	2,009	1,871	1,552	111	204	9	134	62	4
静岡県	82.9%	37	3,675	3,048	2,363	28	643	16	393	234	13
愛知県	91.8%	18	7,543	6,925	6,025	146	744	21	242	482	10
三重県	87.6%	29	1,795	1,571	1,038	97	433	17	227	190	3
滋賀県	99.0%	2	1,416	1,402	1,297	70	34	0	13	21	0
京都府	98.4%	4	2,523	2,484	2,399	40	45	11	23	11	0
大阪府	98.1%	6	8,827	8,658	8,509	1	148	4	17	126	0
兵庫県	98.9%	3	5,507	5,448	5,147	145	97	10	62	26	58
奈良県	89.8%	19	1,341	1,204	1,098	7	98	4	35	59	1
和歌山県	67.6%	46	941	636	268	44	324	14	203	107	0
鳥取県	95.0%	11	554	527	404	92	30	4	14	11	0
島根県	82.0%	40	670	549	339	96	110	29	50	31	4
岡山県	87.6%	28	1,889	1,655	1,305	37	312	17	204	91	0
広島県	89.4%	21	2,803	2,505	2,142	52	309	15	154	140	3
山口県	88.1%	24	1,349	1,189	907	62	219	7	135	77	0
徳島県	64.6%	47	732	473	136	20	310	14	171	125	7
香川県	79.6%	43	970	772	447	15	310	13	245	52	0
愛媛県	81.1%	41	1,350	1,096	757	38	300	25	167	108	1
高知県	75.8%	45	697	528	285	21	221	13	134	75	1
福岡県	93.4%	14	5,114	4,778	4,248	53	465	54	278	133	12
佐賀県	85.5%	32	815	697	511	58	128	46	62	20	0
長崎県	82.5%	39	1,327	1,094	845	47	197	14	144	39	5
熊本県	88.1%	25	1,752	1,544	1,217	69	258	32	175	50	0
大分県	79.0%	44	1,137	898	593	32	272	12	175	86	1
宮崎県	87.8%	27	1,082	949	658	48	244	18	185	41	0
鹿児島県	83.0%	36	1,607	1,334	690	40	598	43	424	130	5
沖縄県	86.7%	30	1,480	1,283	1,064	69	150	13	5	132	0
全国計	92.1%		126,315	116,375	101,226	3,211	11,751	832	6,181	4,738	188

(注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。  
 2. 令和2年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。  
 3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

## 市町村別 汚水処理人口普及率一覧 (令和2年度末)

### 大分県 (79.0%)

市町村名	汚水普及率
大分市	83.9%
別府市	82.4%
中津市	78.0%
日田市	87.2%
佐伯市	77.8%
臼杵市	69.1%
津久見市	69.2%
竹田市	54.2%
豊後竹田市	77.1%

市町村名	汚水普及率
杵築市	61.5%
宇佐市	69.4%
豊後大野市	64.5%
由布市	80.5%
国東市	74.7%
姫島村	100.0%
日出町	79.1%
九重町	63.1%
玖珠町	55.7%

参考

### 市町村別水洗化人口等 (環境省令和元年度 調査結果)

※集計時期等が異なる為、上記の汚水処理人口普及率の数値とは合致しない

市区町村名	総人口 (非水洗化人口+水洗化人口)						
	合計 (人)	非水洗化 人口 合計 (人)	水洗化人口 (公共下水道人口+コミュニティ・プラント人口+浄化槽人口)				
			合計 (人)	公共下水道 人口 (人)	コミュニティ・ プラント人口 (人)	浄化槽 人口 (人)	合併処理 浄化槽人口 (人)
合計	1,151,796	107,277	1,044,519	525,691	608	518,220	304,022
大分市	478,559	7,437	471,122	281,912	0	189,210	100,483
別府市	117,217	836	116,381	69,066	0	47,315	22,104
中津市	84,022	25,374	58,648	28,327	0	30,321	27,730
日田市	65,015	11,144	53,871	42,354	0	11,517	9,187
佐伯市	70,918	3,309	67,609	20,978	0	46,631	27,226
臼杵市	38,326	4,494	33,832	15,327	0	18,505	7,535
津久見市	16,994	1,579	15,415	9,299	0	6,116	2,337
竹田市	21,167	4,731	16,436	0	608	15,828	8,876
豊後高田市	22,487	5,290	17,197	9,526	0	7,671	5,387
杵築市	28,976	9,161	19,815	6,648	0	13,167	7,744
宇佐市	55,802	15,342	40,460	13,456	0	27,004	19,906
豊後大野市	35,091	6,183	28,908	1,130	0	27,778	15,597
由布市	34,324	1,528	32,796	833	0	31,963	24,558
国東市	27,784	4,395	23,389	12,040	0	11,349	5,315
姫島村	2,001	72	1,929	1,594	0	335	0
日出町	28,436	1,726	26,710	13,201	0	13,509	6,593
九重町	9,390	1,246	8,144	0	0	8,144	5,538
玖珠町	15,287	3,430	11,857	0	0	11,857	7,906

## 令和2年度 法定検査結果について

### 【1】 7条検査

表1 7条検査 総合判定結果(令和2年度実績)

項 目	総合判定(件)				
	適 正	おおむね適正	不 適 正	合 計	
合 併	対象件数(件)	1,815	334	382	2,531
	割 合(%)	72%	13%	15%	100%

表2 7条検査不適正物件の総所見数 上位20位(令和2年度実績)

区 分	総所見数 (件/年)	区 分	総所見数 (件/年)
水質悪化(BOD・透視度等)	544	送風機異常	12
設置状態良好	311	流入管きよ汚水滞留	9
洗剤多い	169	薬服用の影響	8
消毒不備	83	放流先の異常及び不良	7
油脂類過多	77	計画外汚水の流入	6
契約なし(無管理)	71	水位異常	6
記録書類未確認	61	嵩上げ高さ超過	6
スカム・汚泥多い	21	スラブ未設置	5
設計及び負荷条件の相違	20	生物膜肥厚化	5
流入管きよの未接続	18	マンホール等の破損	4

- ・7条検査結果から、令和2年度は維持管理契約がない(無管理)物件は71件確認されました。令和元年度は116件で減少傾向ですが、引き続き対策が必要です。
- ・施工不良による指摘(流入管きよ未接続や放流先の異常及び不良、計画外汚水の流入等)も一定数存在し、工事における技術上の基準を遵守することも必要です。

#### 放流先の異常及び不良について(例：放流先未確保により不適正)



- ・設置届では、放流先は側溝となっていた。  
⇒7条検査結果、裏山の途中で配管が途切れており、放流先が確保されていなかった。
- ・施工上の不備は、保守点検等普段の維持管理では対応できない場合が多く、設置届や工事における技術上の基準に沿った施工が必要です。

【2】 11条検査

表3 11条検査 総合判定結果(令和2年度実績)

項目		総合判定(件)			
		適正	おおむね適正	不適正	合計
合併	対象件数(件)	41,541	12,093	6,464	60,098
	割合(%)	69%	20%	11%	100%
単独	対象件数(件)	4,664	1,437	798	6,899
	割合(%)	68%	21%	11%	100%

表4 11条検査不適正物件の総所見数 上位20位(令和2年度実績)

区分	総所見数 (件/年)	区分	総所見数 (件/年)
水質悪化(BOD・透視度等)	10,728	流入管きよ汚水滞留	198
洗剤多い	3,283	攪拌不良	192
記録書類未確認	1,928	水位異常	185
送風機異常	1,304	サカマキガイ発生	150
消毒不備	1,017	漏水	147
油脂類過多	996	ろ材異常	138
スカム・汚泥多い	918	流入管きよの未接続	122
契約なし(無管理)	783	肥厚化	101
設計及び負荷条件の相違	322	薬服用の影響	95
マンホール等の破損	207	計画外汚水の流入	94

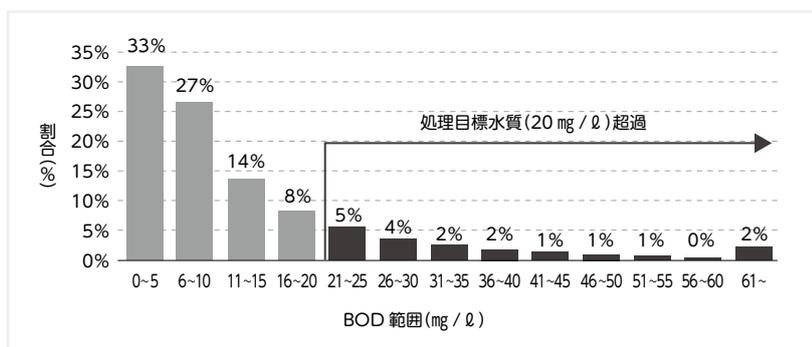


図1 処理目標水質 20mg/ℓのBOD分布(令和2年度実績)

不適正物件の大半が水質悪化でした。法定検査直前に漂白剤を多く使用したなど一過性の原因もあることを考慮し、今後は浄化槽ユーザーや維持管理業者の方と連携を図り、水質改善を進めていきます。

- ・浄化槽を適正な状態に保つためには、法定検査の受検に加え、施工や維持管理、そして浄化槽ユーザーの使い方など、それぞれが連携していかなければなりません。
- ・今後も法定検査を通して、大分県内の水環境向上に貢献して参ります。

## 『令和3年度 浄化槽管理士研修会』を開催しました

日時／令和3年 10月8日(金) 場所／アイネス大分 大会議室(大分県消費生活・男女共同参画プラザ)

改正浄化槽法の施行により、保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加され、大分県では初となる『令和3年度 浄化槽管理士研修会』が開催されました。

コロナ禍での開催ということで、三密を避けた研修となるよう注意を払いながら実施し、総勢38名の方が受講されました。

研修会では、講師に公益財団法人日本環境整備教育センターの武田文彦氏にお越しいただきました。また、講義後には、大分県循環社会推進課からの改正浄化槽法の内容や単独転換時の補助制度などの情報提供とあわせて、当協会から機能保証制度の活用や管理者向けの活動内容（維持管理講習会）などの情報提供を行いました。

大分県のさらなる水環境の保全と浄化槽業界の技術力の向上を目指し、今後も引き続き、定期的な研修会を開催できるよう努めてまいります。

### ～研修内容～

1. 開 会
2. 講 義 (公益財団法人 日本環境整備教育センター)
3. 情報提供 (大分県循環社会推進課)
4. 情報提供 (公益財団法人 大分県環境管理協会)
5. 閉 会



研修会場の様子



大分県からの情報提供の様子



当協会からの情報提供の様子

お知らせ 『第2回 大分県浄化槽絵はがきコンテスト』 を開催中です！

第2回 大分県浄化槽絵はがきコンテストを開催しています。大分県在住の方であれば、どなたでもご参加いただけます。募集期間は2022年1月14日（金）までです（当日消印有効）。

詳しくは当協会HPをご覧くださいか、もしくは担当窓口（総務企画課 TEL（097）567-1855）までお問い合わせください。

たくさんのご応募をお待ちしております。



① テーマ

「大分県の水環境と浄化槽（じょうかそう）」  
「浄化槽の大切さ」や「浄化槽の維持管理」など浄化槽をテーマとした絵はがきを募集します。  
※絵もしくは文字が浄化槽（じょうかそう）に関する内容であることが条件

② 応募資格 大分県在住の方（全年齢対象）

③ 応募方法

応募方法：「専用応募はがき」または「郵便はがき」に作品を描き、必要事項を記入し応募してください。描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可能です。  
※1通につき1作品とします。

必要事項：「専用応募はがき」を使用しない場合は、郵便はがきの表面に①郵便番号②住所③氏名（ふりがな）④電話番号（携帯電話など屋間連絡がとれるもの）⑤年齢⑥作品の題名（ふりがな）を記入し応募してください。

※団体（学校等）で応募される場合は、団体名と代表者名、代表者の連絡先がわかるように、ご応募ください。なお、それぞれの「はがき」の表面には、作者氏名（ふりがな）と作品の題名（ふりがな）、年齢を記入してください。

④ 募集期間と発表時期

募集期間：2022年1月14日（金）まで（当日消印有効）  
発表：2022年2月1日（火）  
審査結果は協会HPにてお知らせします。  
また、受賞者には賞品の発送をもってお知らせします。

⑤ 選考方法

下記選考員にて選考会を行います。  
選考員 大分県環境管理協会・大分県・浄化槽普及促進協議会

⑥ 副賞について

最優秀賞 …………… 1点 3万円分の金券  
大分県環境管理協会理事長賞  
大分県生活環境部長賞 ……各1点 1万円分の金券  
大分県浄化槽普及促進協議会長賞  
優秀賞 …………… 10点 5千円分の金券

昨年より  
優秀賞の受賞数が  
増えました！

⑦ 作品展示について

大分県庁ロビーにて入賞作品を展示します。  
また、協会HP上にも掲載します。

⑧ 注意事項

- ・応募作品は、本人が作成した未発表のオリジナルに限りま。
- ・応募者の個人情報は選考以外には使用しません。ただし、入選者は、発表時に氏名と住所（市区町村まで）を当協会HP等により公表します。
- ・応募作品は返却いたしません。
- ・入選作の著作権は（公財）大分県環境管理協会に帰属し、当協会の機関誌、HP、イベントなどに使用します。

【主催】公益財団法人 大分県環境管理協会  
【共催】大分県、大分県浄化槽普及促進協議会

大分県環境管理協会とは

当協会は、浄化槽法に定められた第7条及び第11条の検査（法定検査）を実施し、浄化槽の機能維持に努めるとともに、浄化槽に関する調査・研究や講習会の開催等による普及啓発を行う、大分県知事指定検査機関です。

問い合わせ先 (公財)大分県環境管理協会  
総務企画課 塩月・森口 (TEL 097-567-1855)

郵便はがき

お手数ですが  
63円切手をお貼ください。

8 7 0 - 1 1 2 3

大分県大分市大字寒田409-40

**公益財団法人 大分県環境管理協会 総務企画課**  
**「大分県浄化槽絵はがきコンテスト」係**

住所	〒 - -		
電話番号 (市外局番から)	- -		
氏名 (フリガナ)	年 齢	性 別	才
作品名			

## エコアクション21の更新審査を行いました

平成26年に認証・登録を行い、今年8月にエコアクション21の更新審査を行いました。本年も新型コロナウイルスの影響により、エネルギー使用量が増加している状態ではありますが、新しい生活様式に沿った目標のもと、これからも職員一丸となって取り組んでまいります。

(最新の環境活動レポートは協会HPに掲載しています)



## エコアクション21永年継続事業者 感謝状

令和3年8月にエコアクション21中央事務局より「エコアクション21認証・登録永年継続事業者」として感謝状の贈呈を受けました。引き続き、協会職員一丸となり環境保全に向けて推進してまいります。



## 寒田川の河川清掃活動に参加しました

令和3年11月14日に協会本部付近の寒田川の河川清掃活動に参加しました。同地区にお住まいの方々と総勢約200名で活動にあたりました。注意深く見てみると、空き缶やたばこの吸い殻などが捨てられていることに気づくと同時に、きれいな環境を次世代へ渡すために、私たち一人ひとりがしっかりと意識を高める必要があると感じました。引き続き、「私たちにできること」を模索しながら、職員一丸となって地域社会に貢献してまいります。



河川清掃の様子

公益財団法人  
大分県環境管理協会

寅

迎春

本年も

何卒よろしく

お願い申し上げます

令和四年 元旦

森口 智尋 書 (協会職員)

発行



公益財団法人  
大分県環境管理協会

〒870-1123 大分市大字寒田409番地の40  
TEL(097)567-1855(代) FAX(097)567-1926

北部支所 〒879-0451 宇佐市大字畑田926の4 TEL(0978)25-5560 FAX(0978)25-5565  
南部支所 〒876-0103 佐伯市弥生大字床木字小迫前1293番地4 TEL(0972)25-3888 FAX(0972)25-3889  
西部支所 〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137番地の1 TEL(0973)73-9378 FAX(0973)72-7378  
大分県玖珠総合庁舎内3F



環境対応型  
植物油インキを  
使用しています。



この印刷物は、カーボンゼロ・プレート  
を使用して印刷することで、  
CO<sub>2</sub>削減に貢献しています。



「エコマーク」認定の再生紙を  
使用しています。



この印刷物は、E3PAのゴールドプラス  
基準に適合した地球環境にやさしい  
印刷方法で作成されています。

～表彰関係～

## 各種表彰について

第35回「浄化槽の日」において、浄化槽功労者として下記の方が表彰を受けましたのでご紹介いたします。

### 環境大臣表彰(表彰状)

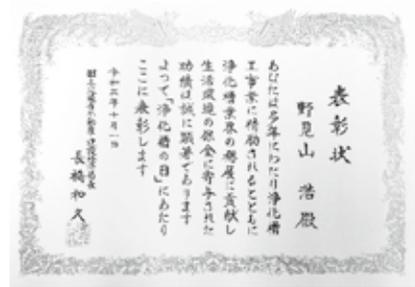


**森口 孝行 氏**  
((公財)大分県環境管理協会 前代表理事)



**重松 登 氏**  
(大分県環境整備事業協同組合 元副理事長)

### 国土交通省不動産・建設経済局長表彰(表彰状)



**野見山 浩 氏**  
(大分県水処理事業協同組合 理事長)

併せて、下記の方が生活環境衛生部門の県功労者表彰を受賞されましたのでご紹介いたします。

(令和3年11月3日)

**吉武 高吉 氏**  
大分県水処理事業協同組合 理事

## 新入職員紹介

令和3年11月1日付で、新たに職員として加わりました。どうぞよろしくお願いいたします。



### 田 邊 和 之

11月よりお世話になっております、田邊です。

現在は先輩職員の皆様と同行し、浄化槽の知識や経験を積ませて頂いています。異業種からの転職となり、知識も経験もこれからとなりますが、浄化槽の仕組みや働きをしっかりと学んでいきます。

また、浄化槽が地域の水環境に与える役割を理解し、法定検査を通じてその役割が発揮できるように努めてまいります。

今後は1月に予定されている浄化槽検査員講習会を修了し、一日でも早く浄化槽検査員となり大分県の環境保全に貢献できるよう精進しますので、ご指導・ご鞭撻よろしくお願い致します。

## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。

コロナ禍では2度目の冬がやってきました。昨年に比べますと、心なしか街や人並に活気が戻りつつあるように感じます。まだまだマスクが手放せない状況ではありますが、そんな状況下でも「自分らしく楽しい1年を過ごす」が私の今年の目標です。新しい趣味を発見できればと思います。旅行が趣味な方は、遠い地域に行く旅行も良いですが、地元を旅行することで新しい魅力を発見することもできそうですね。

気兼ねなく過ごす日々思いを馳せながら、一日も早い新型コロナウイルスの収束を願うばかりです。

さて、今年度も残りわずかとなりましたが、当初の事業目標を達成できるように、協会職員一同、水環境の保全に一層尽力してまいります。本年も皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。